

環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

第 7 章 地球環境の保全等

第 1 節 地球環境の保全等に関する施策の推進

第 141 条 県は、地球環境の保全等を図るため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する調査研究並びに環境の状況の監視、観測及び測定並びに環境の保全と創造に関する情報及び技術の提供等に関する施策を推進するものとする。

第 2 節 地球の温暖化の防止

（地球の温暖化の防止に関する施策の計画的な実施）

第 142 条 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第 142 条の 2 大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの（以下この節において「特定物質」という。）を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、若しくは管理している者又は特定物質を相当程度多量に排出するものとして規則で定める道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する自動車運送事業者（以下「特定規模排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画（以下「特定物質排出抑制計画」という。）を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

（特定物質の排出の抑制）

第 142 条の 3 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

（特定物質排出抑制計画等の公表）

第 142 条の 4 知事は、第 142 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第 2 項の規定による報告（次項において「特定物質排出抑制計画等」という。）の内容を取りまとめ、集計した結果を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特定物質排出抑制計画等（規則で定める特定規模排出事業者から提出及び報告をされたものに限る。）の概要を公表するものとする。

(指導又は助言)

第 142 条の 5 知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

(勧告)

第 142 条の 6 知事は、特定規模排出事業者が第 142 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

(特定規模排出事業者による取組状況の公表)

第 142 条の 7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

(特定事業における排出の抑制)

第 143 条 事業者は、特定物質の総量を抑制するため、特定物質を排出する工場等のうち規則で定める規模以上のものの設置その他の特定物質の排出の抑制のために必要な措置を効果的に講ずることができる事業のうち規則で定めるもの（以下「特定事業」という。）を行おうとするときは、知事が定める指針に基づき必要な措置を講ずること等により、特定物質の排出を抑制するように努めなければならない。

2 事業者は、特定事業を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業の目的及び内容
- (3) 特定物質の排出を抑制するために講ずる措置
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第 8 章 雑則

(違反事業者名等の公表)

第 150 条 知事は、第 36 条第 1 項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第 45 条若しくは第 48 条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。

2 知事は、第 108 条の 2 第 2 項、第 118 条第 4 項若しくは第 5 項、第 118 条の 2 第 4 項若しくは第 5 項又は第 142 条の 6 の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

第5章 地球環境の保全

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第45条 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (2) パーフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第2条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (3) 六ふっ化硫黄
- (4) 三ふっ化窒素

2 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める工場等は、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

- (1) エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第4項及び第45条の4第1項第1号において同じ。）の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量について、次のアからウまでに掲げるエネルギーの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が、1,500キロリットル以上である工場等

ア 前年度において使用した燃料 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下この号において「省令」という。）第4条第1項に規定する方法

イ 前年度において他人から供給された熱 省令第4条第2項に規定する方法

ウ 前年度において他人から供給された電気 省令第4条第3項に規定する方法

- (2) 原油換算エネルギー使用量が500キロリットル以上1,500キロリットル未満であって、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置している工場等
- (3) 排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が前年度の12月31日以前の1年間当たり3,000トン以上である工場等

3 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める自動車運送事業者は、自動車運送事業（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいう。）の用に供する自動車（使用の本拠の位置が県の区域内に存するものに限る。以下この条において「自動車」という。）の前年度の末日における総数が、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める台数以上である自動車運送事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車（けん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものを除く。） 100台
- (2) 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（次号に規定するものを除く。）の用に供する自動車 100台

(3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 175 台

4 条例第 142 条の2第1項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項（第2項第2号に掲げる工場等にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- (1) 工場等の名称及び所在地
- (2) 工場等において行う事業又は自動車運送事業の内容
- (3) 事業活動に伴って使用する燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量（自動車運送事業者にあつては、自動車運送事業の用に供する自動車の台数）
- (4) 特定物質の排出の抑制に関する方針
- (5) 特定物質の排出の抑制を図るための推進体制
- (6) 事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したものに限る。）
- (7) 特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度
- (8) エネルギーの使用の合理化、製造工程における対策、低公害車の導入等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項

5 条例第 142 条の2第1項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日までにしなければならない。

（措置の結果の報告）

第45条の2 条例第142条の3第2項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の7月31日までにしなければならない。

（特定物質排出抑制計画等の公表の対象）

第45条の3 条例第142条の4第2項に規定する規則で定める特定規模排出事業者は、第45条第2項第1号又は第3号に掲げる工場等を設置し、又は管理している者及び同条第3項に規定する自動車運送事業者とする。

附 則（平成26年6月12日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第45条第1項に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第45条第2項第3号及び第45条の4第1項第2号の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、これらの規定中「、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素」とあるのは、「又は六ふっ化硫黄」とする。

3 次に掲げる者（この規則の施行の日前に環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。）第142条の2第1項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した者を除く。）に対する改正後の規則第45条第5項の規定

の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成26年12月26日」とする。

- (1) この規則の施行の際現に改正後の規則第45条第2項第2号又は第3号に規定する工場等を設置し、又は管理している者
 - (2) 平成26年度に改正後の規則第45条第2項第1号に規定する工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者
 - (3) 平成26年度に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者
- 4 平成25年度において講じた措置の結果に係る条例第142条の3第2項の規定による報告に対する改正後の規則第45条の2の規定の適用については、同条中「7月31日」とあるのは、「12月26日」とする。